

# 既修得単位認定について

大学・短期大学等で、既に本学の授業科目に相当する単位を修得している方は、既修得単位認定願を提出することにより、卒業要件単位として認められる場合があります。

また、卒業要件ではない教育職員養成課程の「教職に関する科目」等の単位についても、同様な手続きにより単位認定を行うことができます。詳細については、下記担当までお問い合わせください。

## 1 必要書類の提出

認定を希望する場合、次の書類を教育推進課に提出してください。

- ① 既修得単位認定願（別紙様式第2号）
- ② 単位を修得した大学または短期大学の成績証明書（婚姻等により証明書の姓が異なる場合は戸籍記載事項証明書等も添付してください。）
- ③ 単位を修得した科目の講義要綱、シラバスまたはそれに類するもの（本学の授業内容と比較するために必要です。）

## 2 認定願提出締切日

令和7年3月31日（月）（締切厳守）

※事前相談を承りますので、できるだけ早く教育推進課までご連絡ください。

## 3 既修得単位認定の可否についての結果通知

令和7年4月17日（木）（予定）頃に本人にご連絡いたします。

## 4 成績

認定された既修得単位の成績の記載は「認定」とします。

## 5 認定する単位数

- ① 単位数が異なる場合の認定方法は、1単位当たりの履修時間を考慮して単位数の換算を行います。単位数は、講義内容等を加味した上で、適切な単位数として認定します。
- ② 既修得単位数が本学授業科目の単位数に満たない場合は認定しません。ただし、複数の既修得単位を併せた内容が、本学の単一科目に読替えが可能な場合に限り、単位を認定する場合があります。
- ③ 一般教育科目と専門教育科目で何単位ずつという制限はありません。また、教職に関する科目等についても認定します。教職に関する科目等の認定については、学力に関する証明書が必要です。

## 6 その他注意事項

認定願を提出しても認定されない場合があります。入学後（4月）は、留意して履修登録を行ってください。また、認定結果通知後、履修登録確認期間において、履修登録を変更することができます。

## 7 既修得単位認定担当

〒910-1195 吉田郡永平寺町松岡兼定島 4-1-1 教育推進課

TEL : 0776-61-6000（内線 1024） FAX : 0776-61-6012